知多市告示第７４号

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱（令和６年知多市告示第６８号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和７年４月１日

知多市長　宮　島　壽　男

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の要綱は、令和７年４月１日以降の転入者について適用し、令和７年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

別紙

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　知多市首都圏人材確保支援事業交付金（以下「交付金」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び知多市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、知多市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業（以下「知多市移住支援事業」という。）の支給要件を満たす者に対して、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び知多市補助金等交付規則（平成４年知多市規則第２１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。	（趣旨） 第１条　知多市首都圏人材確保支援事業交付金（以下「交付金」という。）は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び知多市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、知多市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業（以下「知多市移住支援事業」という。）に関して、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から知多市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び知多市補助金等交付規則（平成４年知多市規則第２１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

改正後	改正前
（交付対象者） 第３条　交付金の交付の対象となる者は、第１号の要件を満たし、かつ、第２号から第５号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第６号の要件を満たす者を対象とする。 (1)　（略） ア　（略） (ｱ) 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条第１項に規定する転入（以下「転入」という。）をした日の前日までの１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、並びに平成２２年から令和２年の人口減少が１０％以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住	（交付対象者） 第３条　交付金の交付の対象となる者は、第１号の要件を満たし、かつ、第２号から第４号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第５号の要件を満たす者を対象とする。 (1)　（略） ア　（略） (ｱ) 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第２２条第１項に規定する転入（以下「転入」という。）をした日の前日までの１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京２３区内に所在する事業所において業務に従事していた者

改正後	改正前
し、かつ、東京２３区内に所在する事業所において業務に従事していた者	
(ｲ)及び(ｳ)　（略）	(ｲ)及び(ｳ)　（略）
イ　（略）	イ　（略）
(ｱ)　（略）	(ｱ)　（略）
(ｲ)　交付金の交付申請時において、知多市に転入後１年以内であること。	(ｲ)　交付金の交付申請時において、知多市に転入後３か月以上１年以内であること。
ウ　（略）	ウ　（略）
(ｱ)及び(ｲ)　（略）	(ｱ)及び(ｲ)　（略）
(ｳ)　申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として交付金を受給していないこと。ただし、交付金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、愛知県及び知多市が認める場合を除く。	（新設）
(ｴ)　（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げるもののほか、愛知県又は知多市が交付金の対象として不適当と認めた者でないこと。	(ｳ)　（ア）及び（イ）に掲げるもののほか、愛知県又は知多市が交付金の対象として不適当と認めた者でないこと。

改正後	改正前
第２号　（略） 第３号　（略） ア及びイ　（略） ウ　所属先企業において、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワーク（原則、恒常的に通勤を要しない就業形態をいう。）により就業していること。 (4) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 ア　交付金の交付申請日時点で、新規就農者として市長の認定を受けており、かつ、当該認定の有効期間中であること。 イ　交付金の交付申請日から５年間、農業経営を行うこと。 ウ　転入日時点で満５０歳以下であること。 エ　転入日の属する年以前の５年の間に２回、本市にふるさと納税をしていること。だたし、１年の間に複数回ふるさと納税した場合は１回とみなすものとする。 (5)　（略） (6)　（略）	第２号　（略） 第３号　（略） ア及びイ　（略） ウ　所属先企業において、週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。 （新設） (4)　（略） (5)　（略）

改正後	改正前
ア及びイ　（略） ウ　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも交付申請時において転入後１年以内であること。 エ　（略） （交付申請） 第４条　交付金の交付を受けようとする者は、別表に規定する書類を次の第１号から第４号までのいずれかに規定する期間内に市長に提出しなければならない。 なお、申請に当たっては、知多市移住支援事業に係る個人情報の取扱い（第７号様式）に同意するものとする。 (1)　（略） 申請時において、転入後１年以内であり、就業先の法人等に連続して３か月以上在職していること。 (2)　（略） 申請時において、転入後１年以内であること。 (3)　関係人口（前条第４号の要件に該当する申請者） 申請時において、転入後１年以内であること。	ア及びイ　（略） ウ　申請者を含む２人以上の世帯員が、いずれも交付申請時において転入後３か月以上１年以内であること。 エ　（略） （交付申請） 第４条　交付金の交付を受けようとする者は、別表に規定する書類を次の第１号から第３号までのいずれかに規定する期間内に市長に提出しなければならない。 なお、申請においては、知多市移住支援事業に係る個人情報の取扱い（第７号様式）に同意するものとする。 (1)　（略） 申請時において、転入後３か月以上１年以内であり、就業先の法人等に連続して３か月以上在職していること。 (2)　（略） 申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。 （新設）

改正後	改正前
(4) 移住起業者（前条第５号の要件に該当する申請者） 申請時において、転入後１年以内であり、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。 ア及びイ　（略） （住居等の変更に係る届出） 第１１条　交付決定者は、交付金の交付申請日から起算して１年、２年、３年、４年及び５年を経過した各時点において、第４条による知多市移住支援交付金交付申請書の記載内容（以下「申請書の記載内容」という。）に係る変更の有無を、速やかに知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）（第１４号様式）（以下「変更届出書（交付決定者用）」という。）及び別表に掲げる住居・勤務地等変更理由を証する書類により市長に届け出なければならない。また、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、変更届出書（交付決定者用）により市長に提出しなければならない。 ２　第３条第１項第２号の要件を満たす交付決定者が就業する法人等	(3) 移住起業者（前条第４号の要件に該当する申請者） 申請時において、転入後３か月以上１年以内であり、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。 ア及びイ　（略） （住居等の変更に係る届出） 第１１条　交付決定者は、交付金の交付申請日から起算して１年、３年及び５年を経過した各時点において、第４条による知多市移住支援交付金交付申請書の記載内容（以下「申請書の記載内容」という。）に係る変更の有無を、速やかに知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）（第１４号様式）（以下「変更届出書（交付決定者用）」という。）及び別表に掲げる住居・勤務地等変更理由を証する書類により市長に届け出なければならない。また、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、変更届出書（交付決定者用）により市長に提出しなければならない。 ２　第３条第１項第２号の要件を満たし、第５条に定める交付金の交

改正後	改正前
は、交付金の交付申請日から起算して１年を経過した時点において、別表に規定する就業証明書の記載内容（以下「証明書の記載内容」という。）に係る変更の有無を、速やかに知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用）（第１５号様式）（以下「変更届出書（就業先法人等用）」という。）により市長に提出しなければならない。また、証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、変更届出書（就業先法人等用）により市長に提出しなければならない。 （返還請求） 第１２条　　市長は、交付金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、交付金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び知多市が認めた場合はこの限りではない。 (1)　（略） 　アからウまで　（略）	付の決定を受けた者が就業する法人等は、交付金の交付申請日から起算して１年を経過した時点において、別表に規定する就業証明書の記載内容（以下「証明書の記載内容」という。）に係る変更の有無を、速やかに知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用）（第１５号様式）（以下「変更届出書（就業先法人等用）」という。）により市長に提出しなければならない。また、証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、変更届出書（就業先法人等用）により市長に提出しなければならない。 （返還請求） 第１２条　　市長は、交付金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合は、交付金の全額又は半額の返還を請求することができる。この場合において市長は、知多市移住支援交付金返還通知書（第１６号様式）により当該対象者に通知する。 (1)　（略） 　アからウまで　（略）

改正後	改正前
エ　関係人口に関する要件を満たさなくなった場合 オ　（略） カ　（略） キ　（略） (2)　（略） ２　前項に規定する請求は、知多市移住支援交付金返還通知書（第１６号様式）により当該対象者に通知しなければならない。	（新設） エ　（略） オ　（略） カ　（略） (2)　（略） （新設）
第１３条　交付金の申請者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、知多市移住支援交付金返還免除申請書（第１７号様式）及び別表に規定する返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、変更届出書（交付決定者用）と併せて市長に提出するものとする。	第１３条　交付金の申請者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、知多市移住支援交付金返還免除申請書（第１７号様式）及び別表に規定する返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第１１条第１項に規定する変更届出書（交付決定者用）（第１４号様式）と併せて市長に提出するものとする。
（愛知県の同意） 第１５条　市長は、第１３条による申請を受理した場合は、交付決定の取消し免除及び返還免除の可否を決定後、知多市移住支援交付金	（愛知県の同意） 第１５条　市長は、前条による申請を受理した場合は、交付決定の取消し免除及び返還免除の可否を決定後、知多市移住支援交付金返還

改正後	改正前
返還免除等同意申請書（第１８号様式）により、その決定内容について愛知県の同意を求めなければならない。 附　則 １　（略） （失効） ２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により、現に交付金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。 別表　（別添１－１のとおり） 第１号様式　（別添２－１のとおり） 第２号様式　（別添３－１のとおり） 第８号様式　（別添４－１のとおり） 第１２号様式　（別添５－１のとおり） 第１４号様式　（別添６－１のとおり）	免除等同意申請書（第１８号様式）により、その決定内容について愛知県の同意を求めなければならない。 附　則 １　（略） （失効） ２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により、現に交付金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。 別表　（別添１－２のとおり） 第１号様式　（別添２－２のとおり） 第２号様式　（別添３－２のとおり） 第８号様式　（別添４－２のとおり） 第１２号様式　（別添５－２のとおり） 第１４号様式　（別添６－２のとおり）

別表（第４条関係）

別添１－１

知多市移住支援交付金の交付申請等に関する提出書類

様式	添付書類
第１号様式（第４条関係） 知多市移住支援交付金 交付申請書	１　住民票（世帯全員）の写し 知多市発行のもの ２　住民票の除票（世帯全員）の写し 移住直前に居住した市区町村発行のもの ※３　戸籍の附票（申請者分のみ）の写し 又は 移住直前１年以上かつ通算５年以上、東京２３区又は東京圏に在住していた全ての市区町村が発行する住民票の除票（申請者分のみ）の写し ※４　起業支援金交付決定通知書の写し ※第３条第５号（起業）の要件に該当する申請者のみ ※５　本人確認書類 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等 ※提示のみ ６　第２号様式（第４条関係） 知多市移住支援交付金の交付申請に関する誓約事項 ７　第３号様式（第４条関係） 振込申出書 ※８　口座通帳 ※提示のみ ９　第４号様式（第４条関係） 退職証明書（移住前の所属先企業） ※第３条第２号（就業）の要件に該当する申請者のみ ※10　第５－１号様式（第４条関係）　（就業用） 就業証明書（移住後の所属先企業の証明） ※第３条第２号（就業）の場合 又は 第５－２号様式（第４条関係）　（テレワーク用） 就業証明書（移住前の所属先企業の証明） ※第３条第３号（テレワーク）の場合 ※11　雇用保険被保険者証の写し 又は 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し ※第３条第２号（就業）又は第３号（テレワーク）の要件に該当する申請者のみ

	※12　労働条件通知書の写し ※第３条第２号（就業）又は第３号（テレワーク）の要件に該当する申請者のみ ※13　第６号様式（第４条関係） 委任状 ※代理交付申請の場合のみ
第１７号様式（第１３条関係） 知多市移住支援交付金返還免除申請書	※１　離職票の写し ※事業主の都合による離職の場合 ※２　罹災証明書の写し ※天変地異の都合による離職の場合 ※３　医師による診断書の写し ※病気による転居・離職の場合 ※４　その他免除理由を証明できる書類 ※やむを得ない事情によるものと認められる場合
第１４号様式（第１１条関係） 知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）	※１　住民票の除票（世帯全員）の写し 移住先の市町村発行のもの ※転居の場合 ※２　離職票の写し ※離職の場合 ※３　異動辞令の写し ※勤務地変更の場合 ※４　履歴事項証明書（全部又は一部）の写し ※会社名等の変更の場合

別表（第４条関係）

別添１－２

知多市移住支援交付金の交付申請等に関する提出書類

様式	添付書類
第１号様式（第４条関係） 知多市移住支援交付金 交付申請書	１　住民票（世帯全員）の写し 知多市発行のもの ２　住民票の除票（世帯全員）の写し 移住直前に居住した市区町村発行のもの ３　戸籍の附票（申請者分のみ）の写し 又は 移住直前１年以上かつ通算５年以上、東京２３区又は東京圏に在住していた全ての市区町村が発行する住民票の除票（申請者分のみ）の写し ※４　起業支援金交付決定通知書の写し ※第３条第４号（起業）の要件に該当する申請者のみ ※５　本人確認書類 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等 ※提示のみ ６　第２号様式（第４条関係） 知多市移住支援交付金の交付申請に関する誓約事項 ７　第３号様式（第４条関係） 振込申出書 ※８　口座通帳 ※提示のみ ※９　第４号様式（第４条関係） 退職証明書（移住前の所属先企業） ※第３条第２号（就業）の要件に該当する申請者のみ ※10　第５－１号様式（第４条関係）　（就業用） 就業証明書（移住後の所属先企業の証明） ※第３条第２号（就業）の場合 又は 第５－２号様式（第４条関係）　（テレワーク用） 就業証明書（移住前の所属先企業の証明） ※第３条第３号（テレワーク）の場合 ※11　雇用保険被保険者証の写し 又は 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し ※第３条第２号（就業）又は第３号（テレワーク）の要件に該当する申請者のみ

	※12　労働条件通知書の写し ※第３条第２号（就業）又は第３号（テレワーク）の要件に該当する申請者のみ ※13　第６号様式（第４条関係） 委任状 ※代理交付申請の場合のみ
第１７号様式（第１３条関係） 知多市移住支援交付金返還免除申請書	※１　離職票の写し ※事業主の都合による離職の場合 ※２　罹災証明書の写し ※天変地異の都合による離職の場合 ※３　医師による診断書の写し ※病気による転居・離職の場合 ※４　その他免除理由を証明できる書類 ※やむを得ない事情によるものと認められる場合
第１４号様式（第１１条関係） 知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）	※１　住民票の除票（世帯全員）の写し 移住先の市町村発行のもの ※転居の場合 ※２　離職票の写し ※離職の場合 ※３　異動辞令の写し ※勤務地変更の場合 ※４　履歴事項証明書（全部又は一部）の写し ※会社名等の変更の場合

第１号様式（第４条関係）

知　多　市　長　様

別添２－１

年　　月　　日

知多市移住支援交付金交付申請書

愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の支給を申請します。

１　申請者

フリガナ		性別	生年月日（西暦）
氏名			年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス（任意）			

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数（１の申請者は含まない）	人
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数（申請日が属する年度の４月１日時点）	人

転入日（西暦）	年　　月　　日	転入日時点の満年齢	歳

移住支援金の種類		就業（一般）		就業（専門）		テレワーク
		関係人口		起業		
	就業（一般）の場合は申請対象となる求人管理番号					

３－１　就業先の法人等、勤務地（就業場所）の内容
（上記２で移住支援金の種類が“就業”に該当する場合のみ記入してください）

就業先の法人等名	
勤務地の住所※	

３－２　所属先の内容（上記２で移住支援金の種類が“テレワーク”に該当する場合のみ記入してください）

所属先の法人等名	
所属先の住所	
所属先へ行く頻度	週　・　月　・　年　　回程度　／　行くことはない　／　その他（　　）

３－３　関係人口の内容（上記２で移住支援金の種類が“関係人口”に該当する場合のみ記入してください）

青年等就農計画認定書の認定日	年　　月　　日
青年等就農計画認定書の有効期間	年　　月　　日

３－４　起業の内容（上記２で移住支援金の種類が“起業”に該当する場合のみ記入してください）

起業形態（いずれかに○）		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

〈裏面に続く〉

4　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙１「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
別紙２「愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
今回の移住に関して、国又は県から他の助成金を受給していません。（又は受給する予定はありません）		A．受給していない		B．受給している
申請日から５年以上継続して、就業・起業し、かつ、知多市に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
（就業（一般）の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について		A．５０歳以下		B．５１歳以上
（就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A．３親等以内の親族に該当しない		B．３親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 知多市への移住の意思について		A．自己の意思である		B．所属からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について		A．５０歳以下		B．５１歳以上

※　各種確認事項のB．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5　転出元での住所

※　住民票を移す直近１年以上かつ通算５年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期　　間	住　　所

6　転出元での状況（該当する欄に○を付けてください）

東京23区		在住		在勤		在住＋在勤

※　在住のみに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

7　東京23区への在勤履歴（上記６で転出元での状況が“在勤”“在住＋在勤”に該当する場合のみ記入してください）

※１　住民票を移す直近１年以上かつ通算５年以上の在勤履歴を記載してください。
種類が就業（一般・専門）の場合は、移住前の勤務先が発行する退職証明書（第４号様式）を添付してください。
種類がテレワークの場合は、移住前の勤務先が発行する就業証明書（第５－２号様式）を添付してください。

※２　東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は移住支援金の支給対象となりません。

※３　通学期間を合算する場合は、東京23区内の大学等へ通学していた期間を記載し、通学期間及び通学していた大学等の所在地が分かる書類を添付してください。

期間	就業先（転出元の勤務先）	就業地（転出元の勤務先住所）

8　アンケート（該当する欄に○を付けてください。テレワーク、関係人口、起業の場合は「ａ」のみご回答ください。）

a. 移住支援金が移住の後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
b. 移住支援金が対象企業を選んだ後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
c. 求人情報について、どちらから情報を得ましたか		① あいちUIJターン支援センターホームページ		② その他 （具体名：　　）

第１号様式（第４条関係）

知　多　市　長　殿

別添２－２

年　　月　　日

知多市移住支援交付金交付申請書

愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき、移住支援金の支給を申請します。

１　申請者

フリガナ		性別	生年月日（西暦）
氏名			年　　月　　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス（任意）			

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は移住した家族の人数（１の申請者は含まない）	人
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数（申請日が属する年度の４月１日時点）	人

転入日（西暦）	年　　月　　日	転入日時点の満年齢	歳

移住支援金の種類		就業（一般）※		就業（専門）
		テレワーク		起業
	※就業（一般）の場合は申請対象となる求人管理番号			

３－１　就業先の法人等、勤務地（就業場所）の内容
（上記２で移住支援金の種類が“就業”に該当する場合のみ記入してください）

就業先の法人等名	
勤務地の住所※	

３－２　所属先の内容（上記２で移住支援金の種類が“テレワーク”に該当する場合のみ記入してください）

所属先の法人等名	
所属先の住所	
所属先へ行く頻度	週　・　月　・　年　　回程度　／　行くことはない　／　その他（　　）

３－３　起業の内容（上記２で移住支援金の種類が“起業”に該当する場合のみ記入してください）

起業形態（いずれかに○）		法人		個人事業
法人名又は屋号				
所在地				

〈裏面に続く〉

4　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙１「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
別紙２「愛知県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
今回の移住に関して、国又は県から他の助成金を受給していません。（又は受給する予定はありません）		A．意思がある		B．意思がない
申請日から５年以上継続して、就業・起業し、かつ、知多市に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
（就業（一般）の場合のみ記載） 転入日時点の満年齢について		A．５０歳以下		B．５１歳以上
（就業（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A．３親等以内の親族に該当しない		B．３親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 知多市への移住の意思について		A．自己の意思である		B．所属からの命令である

※　各種確認事項のB．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5　転出元での住所

※　住民票を移す直近１年以上かつ通算５年以上、東京23区又は東京圏に在住していたことがわかる住所を最終の住所から順に記載してください。

期　　間	住　　所

6　転出元での状況（該当する欄に○を付けてください）

東京23区		在住		在勤		在住＋在勤

※　在住のみに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

7　東京23区への在勤履歴（上記６で転出元での状況が“在勤”“在住＋在勤”に該当する場合のみ記入してください）

※１　住民票を移す直近１年以上かつ通算５年以上の在勤履歴を記載してください。
種類が就業（一般・専門）の場合は、移住前の勤務先が発行する退職証明書（第４号様式）を添付してください。
種類がテレワークの場合は、移住前の勤務先が発行する就業証明書（第５－２号様式）を添付してください。

※２　東京23区への在勤後、移住前までに東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該東京23区外の在勤履歴がある場合は移住支援金の支給対象となりません。

※３　通学期間を合算する場合は、東京23区内の大学等へ通学していた期間を記載し、通学期間及び通学していた大学等の所在地が分かる書類を添付してください。

期間	就業先（転出元の勤務先）	就業地（転出元の勤務先住所）

8　アンケート（該当する欄に○を付けてください。テレワーク、起業の場合は「ａ」のみご回答ください。）

a.移住支援金が移住の後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
b.移住支援金が対象企業を選んだ後押しになりましたか		後押しになった		後押しにならなかった
c.求人情報について、どちらから情報を得ましたか		① あいちUIJターン支援センターホームページ		② ヤフーしごと検索、バイトルNEXT、スタンバイのいずれか
		③ ①②以外のWebサイト〔サイト名:　　〕		④ ハローワーク
		⑤ ④以外の職業紹介所		⑥ その他求人情報誌等〔媒体名:　　〕

第２号様式（第４条関係）

別添３－１

知多市移住支援交付金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓　約　事　項	チェック欄
１　知多市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び知多市から求められた場合には、それに応じます。	□
２　以下の事項のすべてに該当します。	□
（１）知多市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない。	□
（２）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する。	□
（３）過去１０年以内に申請者を含む世帯員として交付金を受給していないこと。ただし、交付金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だったが、５年以上経過し、１８歳以上となった場合を除く。	□
３　以下の場合には、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱に基づき、移住支援交付金の全額又は半額を返還します。	□
（１）虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援交付金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額	□
（２）移住支援交付金の申請日から３年未満に知多市から転出した場合：全額	□
【就業の場合のみ】 （３）移住支援交付金の申請日から１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額	□
【関係人口の場合のみ】 （４）関係人口に関する要件を満たさなくなった場合：全額	□
【起業の場合のみ】 （５）あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額	□
（６）市税を滞納した場合：全額	□
（７）移住支援交付金の申請日から３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額	□

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　　月　　日

署名欄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第２号様式（第４条関係）

別添３－２

知多市移住支援交付金の交付申請に関する誓約事項

※確認した誓約事項のチェック欄にレ点を付けてください。

誓　約　事　項	チェック欄
１　知多市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛知県及び知多市から求められた場合には、それに応じます。	□
２　以下の場合には、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱に基づき、移住支援交付金の全額又は半額を返還します。	□
（１）虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援交付金の交付決定を受けたことが明らかになった場合：全額	□
（２）移住支援交付金の申請日から３年未満に知多市から転出した場合：全額	□
【就業の場合のみ】 （３）移住支援交付金の申請日から１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額	□
（４）あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額	□
（５）市税を滞納した場合：全額	□
（６）移住支援交付金の申請日から３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額	□

上記の事項について、これを遵守することを誓約します。

年　　月　　日

署名欄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第８号様式（第５条関係）

別添４－１

知多市　　指令　　第　　号
年　　月　　日

様

知多市長

知多市移住支援交付金交付決定通知書

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援交付金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援交付金　金　　円

・同封する請求書に記入・押印のうえ、　　年　　月　　日までに提出してください。
・請求書受理後、概ね　　日以内に申請時に御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

１　申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。

２　申請日から１年以内に離職したときや３年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。

３　知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、移住支援交付金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年未満のうちに知多市から転出した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
・関係人口に関する要件を満たさなくなった場合：全額
・あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
・市税を滞納した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額

４　愛知県及び知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記３に定める返還請求等を行う場合があります。

５　フラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

（裏面に続く）

・この通知書はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金の返還を請求された場合はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金を受領した方に対するフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

６　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第８号様式（第５条関係）

別添４－２

知多市　　指令　　第　　号
年　　月　　日

様

知多市長

知多市移住支援交付金交付決定通知書

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援交付金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援交付金　金　　円

・同封する請求書に記入・押印のうえ、　　年　　月　　日までに提出してください。
・請求書受理後、概ね　　日以内に申請時に御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）
１　申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。
２　申請日から１年以内に離職したときや３年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。
３　知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、移住支援交付金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。
・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年未満のうちに知多市から転出した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
・あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
・市税を滞納した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額
４　愛知県及び知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記３に定める返還請求等を行う場合があります。
５　フラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
・この通知書はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受け

（裏面に続く）

る際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金の返還を請求された場合はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金を受領した方に対するフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

６　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第１２号様式（第９条関係）

別添５－１

知多市　　指令　　第　　号
年　　月　　日

様

知多市長

知多市移住支援交付金交付決定通知書（再交付）

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援交付金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援交付金　金　　円

・同封する請求書に記入・押印のうえ、　　年　　月　　日までに知多市商工振興課へ提出してください。
・請求書受理後、概ね　　日以内に申請時に御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

１　申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。

２　申請日から１年以内に離職したときや３年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。

３　知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、移住支援交付金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年未満のうちに知多市から転出した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
・関係人口に関する要件を満たさなくなった場合：全額
・あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「創業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
・市税を滞納した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額

４　愛知県及び知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告

（裏面に続く）

を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記３に定める返還請求等を行う場合があります。

５　フラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金の返還を請求された場合はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金を受領した方に対するフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

６　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第１２号様式（第９条関係）

別添５－２

知多市　　指令　　第　　号
年　　月　　日

様

知多市長

知多市移住支援交付金交付決定通知書（再交付）

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援交付金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援交付金　金　　円

・同封する請求書に記入・押印のうえ、　　年　　月　　日までに提出してください。
・請求書受理後、概ね　　日以内に申請時に御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

（支給決定に係る条件）

１　申請時に申告・誓約した事項を遵守すること。

２　申請日から１年以内に離職したときや３年以内に転居したときは、速やかに届け出ること。

３　知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、移住支援交付金を受領後、以下のいずれかに該当する場合には、支給した額の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年未満のうちに知多市から転出した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して１年以内に移住支援交付金の交付要件を満たす職を辞した場合：全額
・あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく「起業支援金」の交付決定を取り消された場合：全額
・市税を滞納した場合：全額
・交付金の交付申請日から起算して３年以上５年以内に知多市から転出した場合：半額

４　愛知県及び知多市は、知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、

（裏面に続く）

虚偽の内容を申請したものと推定し、上記３に定める返還請求等を行う場合があります。

５　フラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金の返還を請求された場合はフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援交付金を受領した方に対するフラット３５地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

６　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第１４号様式（第１１条関係）

別添６－１

年　　月　　日

知　多　市　長　様

現住所

氏　名

知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　届出理由（該当する理由を〇で囲む）

定期報告※　・　転居　・　離職　・　転勤　・　会社名等の変更　・　その他（　　）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること

第１回提出：移住支援交付金を申請した日から起算して１年経過時点
第２回提出：　〃　２年経過時点
第３回提出：　〃　３年経過時点
第４回提出：　〃　４年経過時点
第５回提出：　〃　５年経過時点

２　届出内容（変更の有無を〇で囲む）

変更なし　・　変更あり※　※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住　　所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年　月　日			
勤務先	変更前				
	変更後	年　月　日			

３　添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）
住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類

第１４号様式（第１１条関係）

別添６－２

年　　月　　日

知　多　市　長　様

現住所

氏　名

知多市移住支援交付金住居・勤務地等変更届出書（交付決定者用）

知多市首都圏人材確保支援事業交付金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　届出理由（該当する理由を〇で囲む）

定期報告※　・　転居　・　離職　・　転勤　・　会社名等の変更　・　その他（　　）

※定期報告は、次の時点経過後、速やかに提出すること　第１回提出：移住支援交付金を申請した日から起算して１年経過時点
第２回提出：　〃　３年経過時点
第３回提出：　〃　５年経過時点

２　届出内容（変更の有無を〇で囲む）

変更なし　・　変更あり※　※変更ありの場合は下表の該当欄を記入すること

		変更（予定）日	氏名（勤務先名）	住　　所	電話番号
受給者	変更前				
	変更後	年　月　日			
勤務先	変更前				
	変更後	年　月　日			

３　添付書類（変更予定による届出の場合：届出時の添付は不要とし、後日、届出理由の事実発生後に改めて提出すること。）
住民票（世帯全員）の写し（転居）、雇用保険離職票又は受給資格喪失届（離職）、辞令（転勤）、その他届出内容が確認できる書類